

〔10〕 学位規程（大学）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 九州産業大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、九州産業大学学則及び九州産業大学大学院学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（学位）

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

第 2 章 学位の種類

（学士）

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 学士の学位記は、様式第 1 号のとおりとし、卒業した学部に対応してそれぞれ次のとおり付記するものとする。

経 済 学 部	観 光 学 科	学士（経 済 学）
商 学 部	地 域 づ く り 学 科	学士（商 学）
地 域 共 創 学 部	情 報 科 学 科	学士（観 光 学）
	機 械 工 学 科	学士（地 域 学）
理 工 学 部	電 気 工 学 科	学士（情報科学）
		学士（工 学）
生 命 科 学 部		学士（工 学）
建 築 都 市 工 学 部		学士（工 学）
芸 術 学 部		学士（芸 術）
国 際 文 化 学 部		学士（国際文化）
人 間 科 学 部		学士（人間科学）

（修士）

第 4 条 修士の学位は、本学大学院の博士前期課程を修了した者に授与する。

2 修士の学位記は、様式第 2 号の 1 及び様式第 2 号の 2 のとおりとし、修了した者に次のとおり付記するものとする。

経済・ビジネス研究科	経 済 学 専 攻	修士（経 済 学）
	現 代 ビ ジ ネ ス 専 攻	修士（商 学）
		修士（経 営 学）
工 学 研 究 科		修士（工 学）
芸 術 研 究 科		修士（芸 術）
国 際 文 化 研 究 科		修士（文 学）
情 報 科 学 研 究 科		修士（情報科学）

（博士）

第 5 条 博士の学位は、次の各号に掲げる者に授与する。

(1) 本学大学院の博士後期課程を修了した者

(2) 本学大学院の博士後期課程の修了の要件を満たさない者で、独創的研究に基づく学位論文を希望する研究科に提出して学位論文の審査に合格し、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを試験により確認され、かつ、広い学識と高度の研究能力を有すると認められた者

2 博士の学位記は、様式第 3 号の 1、様式第 3 号の 2 及び様式第 3 号の 3 のとおりとし、修了及び前項第 2 号に係る研究科に対応して次のとおり付記するものとする。

経済・ビジネス研究科	博士（経 済 学）
	博士（商 学）
	博士（経 営 学）
工 学 研 究 科	博士（工 学）
芸 術 研 究 科	博士（芸 術）

国際文化研究科
情報科学研究科

博士（文 学）
博士（情報科学）

第 3 章 学位論文等の提出及び審査

（修士学位論文等の提出）

第6条 博士前期課程に在学する者は、修士の学位論文1編3部及び論文要旨3部又は作品を、所定の期日までに研究指導教員を経て研究科長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学大学院学則第17条第2項の規定に該当する者は、課題研究報告書をもって修士の学位論文に代えることができる。

（博士学位論文等の提出）

第7条 博士後期課程に在学する者は、所定の期日までに学位論文審査願に博士の学位論文1編3部（工学研究科及び芸術研究科は研究指導教員の指導により作品を加えることができる。）、論文要旨3部及び履歴書3通を添えて、研究指導教員及び研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 前項の規定に該当しない者は、所定の期日までに学位授与申請書に博士の学位論文1編3部、論文要旨3部、履歴書3通及び別に定める審査手数料を添えて、学長に提出するものとする。

3 学長は、前2項の博士の学位論文等を受理したときは、該当する研究科教授会にその審査を委嘱するものとする。

（学位論文等の審査）

第8条 学長は、学位論文等の審査について、当該研究科の博士後期課程においては研究科教授会、博士前期課程においては研究科委員会に設ける審査委員会の意見を聴取した上で行うものとし、審査委員会の構成は次の各号のとおりとする。

(1) 博士前期課程においては、研究指導教員を主査とし、当該学位論文等に関連のある授業科目担当の教員2名を副査として構成する。

(2) 博士後期課程においては、研究指導教員を主査とし、当該学位論文に関連のある研究指導科目担当の教員2名以上を副査として構成する。

2 学長が、研究科教授会の意見を聴取した上で必要と認めたときは、前項第2号の審査委員会に他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

（最終試験等）

第9条 本学大学院学則第17条及び第18条に定める最終試験並びに試験は、前条に規定する審査委員会が、学位論文等提出者の研究成果を確認するため、当該学位論文等を中心とし、試問の方法によって行う。この場合の試問は口頭による。ただし、筆答試験を併せて行うことができる。

（審査及び最終試験等の時期）

第10条 修士の学位論文等の審査及び最終試験は、当該学位論文等の提出後、おおむね2月以内に行うものとする。

2 博士の学位論文等の審査及び最終試験並びに試験は、博士の学位論文等を受理した後、1年以内に行うものとする。

（結果の報告）

第11条 審査委員会の主査は、学位論文等の審査及び最終試験並びに試験が終了したときは、学位論文等審査報告書を研究科長に提出するものとする。

（審査基準）

第12条 学位論文等の審査基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 修士の学位論文等にあつては、広い視野に立って精深な学識と専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を示すもの

(2) 博士の学位論文等にあつては、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すもの

（課程修了等の判定）

第13条 博士前期課程及び博士後期課程の修了の判定は、学長が、審査委員会の審査結果の報告に基づき、博士後期課程においては研究科教授会、博士前期課程においては研究科委員会の意見を聴取した上で行う。